

用地調査等業務共通仕様書中「本文」 新旧対照表

(新)	(旧)
<p>第1条 略</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一から十六まで 略</p> <p>十七 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書類をいう。</p> <p>十八 「指示」とは、監督員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行上必要な事項について書面(その内容を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)をもって示し実施させること及び検査員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として書面により行うものとする。</p> <p>十九から三十二まで 略</p> <p>三十三 「成果物の点検・調製確認」とは、<u>用地調査点検等技術業務</u>共通仕様書第32条に規定する作業をいう。</p> <p>第3条及び第4条 略</p> <p>(管理技術者等)</p> <p>第5条 受注者は、用地調査等業務における管理技術者を定め、契約締結後15日(土曜日、日曜日、祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「閉庁日」という。))を除く。)以内に発注者に( )技術者通知書(様式第18号)により通知しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 管理技術者は、第3章から第16章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証(受注者が請負に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。)を行わなければならない。</p> <p>なお、第24条に定める成果物のうち、地図の転写図及び土地の実測平面図については各葉ごとに、その他については表紙の裏面に管理技術者の資格・<u>氏名を記載する</u>ものとする。</p> <p>5及び6 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一から十六まで 略</p> <p>十七 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。</p> <p>十八 「指示」とは、監督員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させること及び検査員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として書面により行うものとする。</p> <p>十九から三十二まで 略</p> <p>三十三 「成果物の点検・調製確認」とは、<u>用地関係資料作成整理等業務</u>共通仕様書第33条に規定する作業をいう。</p> <p>第3条及び第4条 略</p> <p>(管理技術者等)</p> <p>第5条 受注者は、用地調査等業務における管理技術者を定め、契約締結後15日(土曜日、日曜日、祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「閉庁日」という。))を除く。)以内に発注者に( )技術者通知書(様式第18号)により通知しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 管理技術者は、第3章から第16章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証(受注者が請負に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。)を行わなければならない。</p> <p>なお、第24条に定める成果物のうち、地図の転写図及び土地の実測平面図については各葉ごとに、その他については表紙の裏面に管理技術者の資格・<u>氏名の記載及び押印を行う</u>ものとする。</p> <p>5及び6 略</p>

第5条の2 略

(照査技術者)

第6条 受注者は、発注者が別に定める場合を除き、原則として用地調査等業務における照査技術者を定め、契約締結後15日（閉庁日を除く。）以内に発注者に（ ）技術者通知書（様式第18号）により通知しなければならない。

2から4まで 略

5 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、氏名を記載の上、管理技術者に提出するものとする。

6 略

第7条 略

(再委託)

第8条 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、用地調査等業務における総合的 企画、業務遂行管理、調査・補償額算定等の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者は、これを再委託することはできない。

2から4まで 略

5 受注者は、用地調査等業務を再委託に付する場合、書面（その内容を記録した電磁的記録を除く。この項に限る。）により協力者との契約関係を明確 にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理を行い用地調査等業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、岐阜県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、岐阜県の指名停止期間中であってはならない。

第9条から第16条まで 略

(貸与品等)

第17条 受注者は、用地調査等業務を実施するに当たり必要な図面その他の資料を貸与品等として使用する場合には、発注者から貸与又は支給を受けるものとする。

2 登記事項証明書等の貸与等を受ける必要があるときは、別途監督員と協議するものとする。

3及び4 略

5 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、完了の日から3日以内に貸与品等を返納するとともに貸与品等返納書（様式第4号）を監督員に提出するものとする。

第18条から第53条まで 略

(境界立会い)

第54条 前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集

第5条の2 略

(照査技術者)

第6条 受注者は、発注者が別に定める場合を除き、原則として用地調査等業務における照査技術者を定め、契約締結後15日（閉庁日を除く。）以内に発注者に（ ）技術者通知書（様式第18号）により通知しなければならない。

2から4まで 略

5 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名押印の上、管理技術者に提出するものとする。

6 略

第7条 略

(再委託)

第8条 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、用地調査等業務における総合的 企画、業務遂行管理、調査・補償額算定等の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者は、これを再委託することはできない。

2から4まで 略

5 受注者は、用地調査等業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確 にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理を行い用地調査等業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、岐阜県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、岐阜県の指名停止期間中であってはならない。

第9条から第17条まで 略

(貸与品等)

第17条 受注者は、用地調査等業務を実施するに当たり必要な図面その他の資料を貸与品等として使用する場合には、発注者から貸与又は支給を受けるものとする。

2 登記事項証明書等の貸与等を受ける必要があるときは、別途監督員と協議するものとする。

3及び4 略

5 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、完了の日から3日以内に貸与品等を返納するとともに貸与品等精算書（様式第3号）及び貸与品等返納書（様式第4号）を監督員に提出するものとする。

第18条から第53条まで 略

(境界立会い)

第54条 前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集

<p>し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。</p> <p>一から四まで 略</p> <p>2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界立会確認書（様式第9号）に確認のための<u>署名又は記名押印</u>を求めるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>第55条から第58条まで 略 （用地実測図等の作成）</p> <p>第59条 用地実測図等の作成に当たっては、岐阜県公共測量作業規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。</p> <p>一 用地実測図原図は、次の事項及び監督員が指示する事項を記入する。</p> <p>（1）土地の測量に従事した者の<u>氏名</u></p> <p>（2）道路名及び水路名</p> <p>（3）建物及び工作物</p> <p>二から四まで 略</p> <p>第60条から第159条まで 略 （写真台帳の作成）</p> <p>第160条 受注者は、第6章、第7章、第9章、第10章及び第14章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。</p> <p>一から六まで 略</p> <p>2 略</p> <p>3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の<u>氏名を記載</u>するものとする。</p> <p>第161条 略</p>	<p>し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。</p> <p>一から四まで 略</p> <p>2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界立会確認書（様式第9号）に確認のための<u>署名押印</u>を求めるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>第55条から第58条まで 略 （用地実測図等の作成）</p> <p>第59条 用地実測図等の作成に当たっては、岐阜県公共測量作業規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。</p> <p>一 用地実測図原図は、次の事項及び監督員が指示する事項を記入する。</p> <p>（1）土地の測量に従事した者の<u>記名押印</u></p> <p>（2）道路名及び水路名</p> <p>（3）建物及び工作物</p> <p>二から四まで 略</p> <p>第60条から第159条まで 略 （写真台帳の作成）</p> <p>第160条 受注者は、第6章、第7章、第9章、第10章及び第14章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。</p> <p>一から六まで 略</p> <p>2 略</p> <p>3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の<u>記名押印を</u>するものとする。</p> <p>第161条 略</p>
<p style="text-align: center;">提出書類一覧表</p> <p style="text-align: center;">提出書類一覧</p>	<p style="text-align: center;">提出書類一覧表</p> <p style="text-align: center;">提出書類一覧</p>

用地調査等業務共通仕様書に基づいて提出する書類

条 項 名	称	様 式	宛 名	提出先	提出期限
第5.5の2 .6.7条	( )技術者通知書	様式第18号	発 注 者	監督員	契約締結後15日 以内 指定期日
第17条	貸与品等受領書	様式第2号	貸与品等引渡通知書の差出人	〃	貸与品等を受領したとき
〃	貸与品等返納書	様式第4号	〃	〃	業務完了後 3日以内
第19条	障害物撤除報告書	様式第5号	発 注 者	〃	障害物を撤除したとき
第20条	身分証明書交付願い	様式第28号	発 注 者	〃	速やかに提出する
その他	監督員が必要と認めたもの	適宜定める	〃	〃	指定期日まで

通知書類 略

別紙1 成果品一覧表 略

様式第1号「貸与品等引渡通知書」  
 様式第2号「貸与品等受領書」  
 ※各様式中「㊟」の記載を【削除】

用地調査等業務共通仕様書に基づいて提出する書類

条 項 名	称	様 式	宛 名	提出先	提出期限
第5.5の2 .6.7条	( )技術者通知書	様式第18号	発 注 者	監督員	契約締結後15日 以内 指定期日
第17条	貸与品等受領書	様式第2号	貸与品等引渡通知書の差出人	〃	貸与品等を受領したとき
〃	貸与品等精算書	様式第3号	〃	〃	業務完了後 3日以内
〃	貸与品等返納書	様式第4号	〃	〃	〃
第19条	障害物撤除報告書	様式第5号	発 注 者	〃	障害物を撤除したとき
第20条	身分証明書交付願い	様式第28号	発 注 者	〃	速やかに提出する
その他	監督員が必要と認めたもの	適宜定める	〃	〃	指定期日まで

通知書類 略

別紙1 成果品一覧表 略

様式第1号「貸与品等引渡通知書」  
 様式第2号「貸与品等受領書」  
 ※上記各様式中「㊟」の記載

様式第3号 (削除)

【削除】

様式第4号「貸与品等返納書」  
様式第5号「障害物伐採報告書」

様式第3号 (第17条関係)

貸与品等精算書

年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住 所

商号又は氏名 ㊟








管理技術者 ㊟

下記のとおり貸与品等を精算します。

業務名			契約年月日			年 月 日
	品目	規格	単位	数 量		
貸与等 数 量				使用 数 量	残数量	
主任監督員 証明欄	上記精算について調査したところ事実に相違ないことを証明する。					
	年 月 日 (氏名)					

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第4号「貸与品等返納書」  
様式第5号「障害物伐採報告書」

<p>※各様式中「」の記載を【削除】</p>	<p>※上記各様式中「」の記載</p>
<p>様式第6号の1から様式第8号の2まで 略</p>	<p>様式第6号の1から様式第8号の2まで 略</p>
<p>様式第9号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（発注者）殿</p> <p>土地所有者 住所 氏名 <u>（要記入は蓋印）</u></p> <p>関係人 住所 氏名 <u>（要記入は蓋印）</u></p> <p>” 住所 氏名 <u>（要記入は蓋印）</u></p> <p style="text-align: center;">土地境界立会確認書</p> <p style="text-align: right;">工事用地の測量のため下記記載</p> <p>の土地の境界について、私共が現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。</p> <p>「記」以下 略</p>	<p>様式第9号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（発注者）殿</p> <p>土地所有者 住所 氏名 </p> <p>関係人 住所 氏名 </p> <p>” 住所 氏名 </p> <p style="text-align: center;">土地境界立会確認書</p> <p style="text-align: right;">工事用地の測量のため下記記載</p> <p>の土地の境界について、私共が現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。</p> <p>「記」以下 略</p>
<p>様式第10号の1から様式第12号の2まで 略</p>	<p>様式第10号の1から様式第12号の2まで 略</p>
<p>様式第13号「消費税等調査表」 ※様式中「」の記載を【削除】</p>	<p>様式第13号「消費税等調査表」 ※様式中「」の記載</p>
<p>様式第14号の1から様式第14号の3まで 略</p>	<p>様式第14号の1から様式第14号の3まで 略</p>

<p>様式第15号「補償説明記録簿」  ※様式中「㊟」の記載を【削除】</p>	<p>様式第15号「補償説明記録簿」  ※様式中「㊟」の記載</p>
<p>様式第16号及び様式第17号 略</p>	<p>様式第16号及び様式第17号 略</p>
<p>様式第18号「( ) 技術者通知書」及びその別紙「( ) 技術者経歴書」  様式第19号「用地調査等業務の施行に関する指示票」  様式第20号「用地調査等業務の施行に関する承諾書」  様式第21号「用地調査等業務の施行に関する協議書」  様式第22号「打合せ記録簿」  様式第23号「身分証明書交付願い」  ※各様式中「㊟」又は「印」の記載を【削除】</p>	<p>様式第18号「( ) 技術者通知書」及びその別紙「( ) 技術者経歴書」  様式第19号「用地調査等業務の施行に関する指示票」  様式第20号「用地調査等業務の施行に関する承諾書」  様式第21号「用地調査等業務の施行に関する協議書」  様式第22号「打合せ記録簿」  様式第23号「身分証明書交付願い」  ※上記各様式中「㊟」又は「印」の記載</p>
<p>様式第24号 略</p>	<p>様式第24号 略</p>

用地調査等業務共通仕様書中「別記2 土地評価業務処理要領」 新旧対照表

(新)	(旧)
第1条から第5条まで 略	第1条から第5条まで 略
調書鑑「標準地評価調書(案)」 別記様式2-1「標準地評価格等総括表」 ※上記各様式中「 <u>    </u> 年 <u>    </u> 月 <u>    </u> 日」	調書鑑「標準地評価調書(案)」 別記様式2-1「標準地評価格等総括表」 ※上記各様式中「 <u>平成</u> 年 <u>    </u> 月 <u>    </u> 日」
別記様式2-2から別記様式2-4まで 略	別記様式2-2から別記様式2-4まで 略
別記様式2-5「試算価格算出表」 ※様式中「 <u>    </u> 年 <u>    </u> 月 <u>    </u> 日」	別記様式2-5「試算価格算出表」 ※様式中「 <u>平成</u> 年 <u>    </u> 月 <u>    </u> 日」
別記様式2-6及び別記様式2-7 略	別記様式2-6及び別記様式2-7 略
付表1の1-①から付表1の10まで 略	付表1の1-①から付表1の10まで 略
付表2の1-①「住宅地( ) 個別的要因調査及び標準化補正率算定表」 付表2の1-② 略 付表2の2-①「住宅地(別荘地) 個別的要因調査及び標準化補正率算定表」 付表2の2-② 略 付表2の3-①「商業地( ) 個別的要因調査及び標準化補正率算定表」 付表2の3-② 略 付表2の4-①「工業地( ) 個別的要因調査及び標準化補正率算定表」 付表2の4-② 略	付表2の1-①「住宅地( ) 個別的要因調査及び標準化補正率算定表」 付表2の1-② 略 付表2の2-①「住宅地(別荘地) 個別的要因調査及び標準化補正率算定表」 付表2の2-② 略 付表2の3-①「商業地( ) 個別的要因調査及び標準化補正率算定表」 付表2の3-② 略 付表2の4-①「工業地( ) 個別的要因調査及び標準化補正率算定表」 付表2の4-② 略



<p>付表2の5「宅地見込地（ ）個別的要因調査及び標準化補正率算定表」  付表2の6-①「林地（ ）個別的要因調査及び標準化補正率算定表」  付表2の6-② 略  付表2の7-①「農地（田地）個別的要因調査及び標準化補正率算定表」  付表2の7-② 略  付表2の8-①「農地（畑地）個別的要因調査及び標準化補正率算定表」  付表2の8-② 略  ※上記各様式（略した様式を除く。）中「<u>    年    月    日</u>」</p>	<p>付表2の5「宅地見込地（ ）個別的要因調査及び標準化補正率算定表」  付表2の6-①「林地（ ）個別的要因調査及び標準化補正率算定表」  付表2の6-② 略  付表2の7-①「農地（田地）個別的要因調査及び標準化補正率算定表」  付表2の7-② 略  付表2の8-①「農地（畑地）個別的要因調査及び標準化補正率算定表」  付表2の8-② 略  ※上記各様式（略した様式を除く。）中「<u>平成    年    月    日</u>」</p>
<p>調書鑑「比準調書（案）」  ※様式中「<u>    年    月    日</u>」</p>	<p>調書鑑「比準調書（案）」  ※様式中「<u>平成    年    月    日</u>」</p>
<p>付表3の1「住宅地（ ）個別的要因調査及び格差率算定表」  付表3の2「住宅地（別荘地）個別的要因調査及び格差率算定表」  付表3の3「商業地（ ）個別的要因調査及び格差率算定表」  付表3の4「工業地（ ）個別的要因調査及び格差率算定表」  付表3の5「宅地見込地（ ）個別的要因調査及び格差率算定表」  付表3の6「林地（ ）個別的要因調査及び格差率算定表」  付表3の7「農地（田地）個別的要因調査及び格差率算定表」  付表3の8「農地（畑地）個別的要因調査及び格差率算定表」  ※上記各様式中「<u>    年    月    日</u>」  ※上記各様式中「<u>印</u>」の記載を【削除】</p>	<p>付表3の1「住宅地（ ）個別的要因調査及び格差率算定表」  付表3の2「住宅地（別荘地）個別的要因調査及び格差率算定表」  付表3の3「商業地（ ）個別的要因調査及び格差率算定表」  付表3の4「工業地（ ）個別的要因調査及び格差率算定表」  付表3の5「宅地見込地（ ）個別的要因調査及び格差率算定表」  付表3の6「林地（ ）個別的要因調査及び格差率算定表」  付表3の7「農地（田地）個別的要因調査及び格差率算定表」  付表3の8「農地（畑地）個別的要因調査及び格差率算定表」  ※上記各様式中「<u>平成    年    月    日</u>」  ※上記各様式中「<u>印</u>」の記載</p>
<p>調書鑑「残地補償金額算定調書（案）」  ※様式中「<u>    年    月    日</u>」</p>	<p>調書鑑「残地補償金額算定調書（案）」  ※様式中「<u>平成    年    月    日</u>」</p>
<p>別記様式2-8 略</p>	<p>別記様式2-8 略</p>
<p>別記様式2-9「残地補償額算定表」</p>	<p>別記様式2-9「残地補償額算定表」</p>

別記様式2-10「残地補償額算定表（一体評価用）」  
別記様式2-11「残地補償額算定表（一体評価用）」  
※上記各様式中「    年    月    日」

別記様式2-10「残地補償額算定表（一体評価用）」  
別記様式2-11「残地補償額算定表（一体評価用）」  
※上記各様式中「平成    年    月    日」

用地調査等業務共通仕様書中「別記5 事業認定申請図書作成要領」 新旧対照表

(新)	(旧)
第1条から第20条まで 略	第1条から第20条まで 略
別記様式5-1から別記様式5-5まで 略	別記様式5-1から別記様式5-5まで 略
別記様式5-6「土地収用法第18条第2項第四号の規定に基づく意見について(照会)」 ※様式中「 <u>    </u> 年 <u>    </u> 月 <u>    </u> 日」 ※様式中「 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span> 」の記載を【削除】	別記様式5-6「土地収用法第18条第2項第四号の規定に基づく意見について(照会)」 ※様式中「 <u>平成</u> 年 <u>    </u> 月 <u>    </u> 日」 ※様式中「 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span> 」の記載
別記様式5-7「土地収用法第18条第2項第五号の規定に基づく意見について(照会)」 別記様式5-8「 <u>    </u> 工事を <u>    </u> の関連事業として施行することについて(協議)」 別記様式5-9「土地収用法第18条第2項第六号の規定に基づく意見について(照会)」 ※上記各様式中「 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span> 」の記載を【削除】	別記様式5-7「土地収用法第18条第2項第五号の規定に基づく意見について(照会)」 別記様式5-8「 <u>    </u> 工事を <u>    </u> の関連事業として施行することについて(協議)」 別記様式5-9「土地収用法第18条第2項第六号の規定に基づく意見について(照会)」 ※上記各様式中「 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span> 」の記載
別記様式5-10から別記様式5-12まで 略	別記様式5-10から別記様式5-12まで 略


用地調査等業務共通仕様書中「別記8 非木造建物調査算定要領（別添二 非木造建物調査積算要領）」 新旧対照表

(新)	(旧)																		
第1条から第14条まで 略	第1条から第14条まで 略																		
<p>別添1 非木造建物図面作成基準</p> <p>1から3まで 略 (用紙及び図面)</p> <p>4(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 各図面の右下におおむね縦5cm、横12cmの標題欄を設け、業務名称、図面名称、図面の縮尺、図面番号、請負者の名称、資格及び資格登録番号並びに<u>作成者氏名を記載する</u>ものとする。</p> <p>(4) 図面の表紙には、作成年度、業務名称、作成年月、計画機関の名称及び作業機関の名称を記載するものとする。</p> <p style="text-align: center;">標題欄参考</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">5.0 cm</td> <td colspan="2">業務名称</td> </tr> <tr> <td colspan="2">図面名称</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">縮 尺</td> <td style="text-align: center;">図面番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受注者の名称</td> <td style="text-align: center;">資格及び登録番号 作成者氏名</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">12.0 cm</p> <p>5から14まで 略 (別表) 略</p>	5.0 cm	業務名称		図面名称		縮 尺	図面番号	受注者の名称	資格及び登録番号 作成者氏名	<p>別添1 非木造建物図面作成基準</p> <p>1から3まで 略 (用紙及び図面)</p> <p>4(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 各図面の右下におおむね縦5cm、横12cmの標題欄を設け、業務名称、図面名称、図面の縮尺、図面番号、請負者の名称、資格及び資格登録番号並びに<u>作成者氏名を記載し、作成者の押印を行う</u>ものとする。</p> <p>(4) 図面の表紙には、作成年度、業務名称、作成年月、計画機関の名称及び作業機関の名称を記載するものとする。</p> <p style="text-align: center;">標題欄参考</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">5.0 cm</td> <td colspan="2">業務名称</td> </tr> <tr> <td colspan="2">図面名称</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">縮 尺</td> <td style="text-align: center;">図面番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受注者の名称</td> <td style="text-align: center;">資格及び登録番号 作成者氏名 <span style="float: right;">印</span></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">12.0 cm</p> <p>5から14まで 略 (別表) 略</p>	5.0 cm	業務名称		図面名称		縮 尺	図面番号	受注者の名称	資格及び登録番号 作成者氏名 <span style="float: right;">印</span>
5.0 cm		業務名称																	
		図面名称																	
		縮 尺	図面番号																
	受注者の名称	資格及び登録番号 作成者氏名																	
5.0 cm	業務名称																		
	図面名称																		
	縮 尺	図面番号																	
	受注者の名称	資格及び登録番号 作成者氏名 <span style="float: right;">印</span>																	
別添2 非木造建物数量計測基準 略	別添2 非木造建物数量計測基準 略																		

各様式 略

各様式 略

用地調査等業務共通仕様書中「別記11 石綿調査算定要領」 新旧対照表

(新)	(旧)						
<p>第1条から第6条まで 略 (分析調査)</p> <p>第7条 分析調査は、専門機関に依頼することを原則とし、分析調査費用については、専門機関からの見積を徴収することとする。</p> <p>2 試料の採取は、建物等の所有者に対し、調査の目的、試料の採取方法及び試料採取後の補修の方法について必要となる事項を説明の上、当該調査の実施について建物等の所有者の承諾を得て実施するものとする。承諾が得られたときは、承諾の条件を明示した様式第2の調査承諾確認書を作成し、所有者の<u>署名又は記名押印</u>を求めるものとする。</p> <p>3から5まで 略</p> <p>第8条 略</p>	<p>第1条から第6条まで 略 (分析調査)</p> <p>第7条 分析調査は、専門機関に依頼することを原則とし、分析調査費用については、専門機関からの見積を徴収することとする。</p> <p>2 試料の採取は、建物等の所有者に対し、調査の目的、試料の採取方法及び試料採取後の補修の方法について必要となる事項を説明の上、当該調査の実施について建物等の所有者の承諾を得て実施するものとする。承諾が得られたときは、承諾の条件を明示した様式第2の調査承諾確認書を作成し、所有者の<u>署名押印</u>を求めるものとする。</p> <p>3から5まで 略</p> <p>第8条 略</p>						
<p>様式第1 略</p>	<p>様式第1 略</p>						
<p>様式第2「調査承諾確認書」 様式中の上段 略</p> <table border="1" data-bbox="174 1054 981 1209"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table> <p>年 月 日</p> <p>建物等所有者 住所</p> <p>氏名 <u>(署名又は記名押印)</u></p>				<p>様式第2「調査承諾確認書」 様式中の上段 略</p> <table border="1" data-bbox="1182 1054 1989 1209"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table> <p>年 月 日</p> <p>建物等所有者 住所</p> <p>氏名 </p>			

(参考資料) 略

(参考資料) 略

用地調査等業務共通仕様書中「別記 1 2 地盤変動影響調査算定要領」 新旧対照表

(新)	(旧)
<p>第 1 条から第 6 条まで 略 (調査) 第 7 条 建物等の調査は、事前調査と事後調査に区分して行うものとする。 2 事前調査及び事後調査にあたっては、原則として建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者（以下「所有者等」という。）の立会のうえ行い、第 1 2 条に規定する様式第 3 に調査内容を確認した旨の<u>署名又は記名押印</u>を求めるものとする。 第 8 条から第 2 8 条まで 略</p>	<p>第 1 条から第 6 条まで 略 (調査) 第 7 条 建物等の調査は、事前調査と事後調査に区分して行うものとする。 2 事前調査及び事後調査にあたっては、原則として建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者（以下「所有者等」という。）の立会のうえ行い、第 1 2 条に規定する様式第 3 に調査内容を確認した旨の<u>署名・押印</u>を求めるものとする。 第 8 条から第 2 8 条まで 略</p>
<p>各別表 略</p>	<p>各別表 略</p>
<p>様式第 1 「建物等調査一覧表」 様式第 2 「建物等調査書（平面図、立面図等）」 ※上記各様式中「<u>㊟</u>」の記載を【削除】</p>	<p>様式第 1 「建物等調査一覧表」 様式第 2 「建物等調査書（平面図、立面図等）」 ※上記各様式中「<u>㊟</u>」の記載</p>



様式第3「損傷調査書（事前・事後）」  
調 査 書（事前・事後）

		事前	調 査 年月日	年 月 日	確 認 年月日	年 月 日
		調査	調査者		所有者	(署名又は記名押印)
占有者氏名		事後	調 査 年月日	年 月 日	確 認 年月日	年 月 日
		調査	調査者		所有者	(署名又は記名押印)
査		事 後 調 査				
兄	備 考	写真番号	損 傷 の 状 況		備 考	

表中右上部以外 略

様式第4及び様式第5 略

様式第3「損傷調査書（事前・事後）」  
調 査 書（事前・事後）

		事前	調 査 年月日	年 月 日	確 認 年月日	年 月 日
		調査	調査者		所有者	(印)
占有者氏名		事後	調 査 年月日	年 月 日	確 認 年月日	年 月 日
		調査	調査者		所有者	(印)
査		事 後 調 査				
兄	備 考	写真番号	損 傷 の 状 況		備 考	

表中右上部以外 略

様式第4及び様式第5 略